

公益財団法人 九州経済調査協会 理事選任運用規程

第1条（目的）

この規程は、定款第28条に基づき、理事の選任に関する事項を定める。

第2条（選任）

理事は、評議員会の決議によって選任する。

第3条（制限）

理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 「その他特殊の関係」には、他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者を含む。

第4条（欠格事由の確認）

理事に就任する際、「欠格事由に該当しないことの確認書」を理事長へ提出しなければならない。

附 則

本規程は、令和2年9月1日から施行する。